

財務省告示第四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二十四

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の法律（平成十四年法律第二十

め）の公債の発行の特例等に関する

る法律（平成十四年法律第二十

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項及

び第五条ノ二）第五項（平

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下「

四 発行方法

三 振替法の適

用等

五

募入決定の
方
法

イ
入札競争

口
入札競争

非競争入

札発行

六

イ
入札競争

口
入札競争

非競争入

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

札発行

非競争入札発行」という。

各申込みのうち応募額を順次割り

もそのうち応募額を順次割り

当てる。応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

割り当てて。

額面金額で一兆七千七百九十二

億円

うち、財政法第四條第一項の規

定に基づき発行した利付国債に

ついでに、千四百億

九十三億三千五百十

十一年度における財政運営のた

め、公債の発行の特例等に關す

る法律第二條第一項の規定に基

づく、発行した利付国債に

は、千六百二十五億

億千六百二十五億

金特別会計法第五條第一項に基

づく、発行した利付国債に

は、千六百二十五億

千六百二十五億

ノ二の規定に基づき発行した利

付国債に、千六百二十五億

六千四百億六千二百十五万円

ノ二の規定に基づき発行した利

付国債に、千六百二十五億

九十二億三千五百万円

付国債に、千六百二十五億

九十二億三千五百万円

一兆七千八百十八億三千二百十

九万七千八百十八億三千二百十

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

百九十二億六千三百八十五万二

八	札 最	額 低	面 額	金
九	振 替	単 位		
十	一	発 行	日	
十	一	イ	価 格 競 争	
十	一	口	入 札 発 行	
十	二	利 率		
十	三	の 経 過 利 子		
		の 払 込 み		

五 千 五 百 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年一月三十日

額面金額百円につき百円十四銭以上のそれぞれに応募価格

年〇・三パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

平成十五年一月三十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成十九年十二月二十日

る利子を支払う。

いて、その日以前六月間に属す

日を、支払期とし、各支払期にお

毎、年六月二十日及び十二月二十

日、を、支払期とし、各支払期にお

す、る、期、日、に、つ、い、て、同、じ、。

次、の、期、日、に、つ、い、て、同、じ、。

そ、の、翌、日、に、支、払、う、。

が、銀、行、休、業、日、に、当、た、る、時、は、

金、額、を、支、払、う、。

と、し、次、の、算、式、に、よ、り、算、出、し、

平、成、十、五、年、六、月、二、十、日、を、支、払、

平、成、十、五、年、六、月、二、十、日、を、支、払、

が、で、き、る、。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$